

# 学校給食用物資納入基準書

この学校給食物資納入基準は、篠栗町立小中学校（以下「学校」という。）に給食物資を納めようとする納入業者に適用します。

- ◆ 学校給食用物資は、すべて衛生的に取り扱うこと。
- ◆ 納入の虚偽、重過失により、不適な物資の納入があった場合、交換、さらには契約を破棄する場合がある。
- ◆ 有害若しくは不必要な着色料、保存料、漂白剤、発色剤その他の食品添加物が添加された食品、又は内容表示、消費期限及び賞味期限並びに製造業者、販売業者等の名称及び所在地、使用原材料及び保存方法が明らかな食品以外は取り扱わないこと。また、可能な限り、使用原材料の原産国まで確認すること。
- ◆ 遺伝子組み換え食品はさけ、国内産原料、国内製造品を優先すること。
- ◆ 産地については、可能な限り篠栗町近郊、福岡県内の物を優先すること。
- ◆ 原材料及び加工食品について、定期的実施している微生物及び理化学検査の結果、または生産履歴等について保管し、要請に応じ提出すること。
- ◆ 食品成分表、内容配合表等、納入食品に関する情報は、要請に応じ提出すること。
- ◆ 食材の容器及び包装は、清潔かつ衛生的なものを使用し、他の食材の容器と兼用しないこと。
- ◆ 過剰な包装はさけること。
- ◆ 保管、納品温度に十分配慮すること。
- ◆ 検便の実施、衛生環境の整備等、安全性の向上に自主的に取り組むこと。
- ◆ 学校から立ち入りの要請があった際は受け入れること。

## < 貴社内における衛生管理等について >

- ・ 施設、設備の衛生管理、衛生害虫駆除につとめること。
- ・ 施設内に不必要な物及びペット等を入れないこと。
- ・ 異物混入の防止につとめること。
- ・ 食品の製造、包装に携わる者及び配送にあたる者は、服装、健康に留意し、トイレ使用後等の手洗いを徹底すること。
- ・ 作業場の衛生環境を整え、食品を衛生的に取り扱うこと。
- ・ 食品の製造、包装、仕分け等に携わる者及び配送にあたる者は、学期に1回以上検便（赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌 O-157 を含む大腸菌群）を実施すること。その結果を各学校へ提出すること。

## < 配送時の衛生管理等について >

- ・ 配送にあたる者は、健康に留意し、感染症に罹患及び嘔吐下痢等の体調不良の場合には交代等の措置をとること。
- ・ 配送にあたる者は、衛生的な服装を保持すること。
- ・ 配送にあたる者は、手指に傷がある場合、手袋を着用するなど配慮すること。
- ・ 配送車には、食品専用車両を使用すること。
- ・ 配送車には、ペット等乗せないこと。また、喫煙も自粛のこと。
- ・ 品温の保持が必要な食品を納入する際には、温度管理が可能な配送車を使用すること。

## <納品時の衛生管理等について>

- ・ 学校給食調理員に納入伝票を渡し、注文書と相違ないか品名、数量を照合すること。
- ・ 納入伝票には品名、数量、産地、価格（税込・税抜を明記）等の記載をすること。
- ・ 食品の受け渡し場所、置き方等、検収担当者の指示に従い食品を納入すること。
- ・ 納品時はヘアキャップもしくは帽子を着用すること。また、学校から手洗いの要望があれば応じること。
- ・ 製造業者名及び所在地、生産地、品質、鮮度、箱、袋の汚れ、破れその他の包装容器等の状況、異物混入及び異臭の有無、消費期限又は賞味期限、製造年月日、品温、ロット等の点検をうけること。

## <その他>

- ・ 事情により、納入価格が高くなることが明らかになった場合には直ちに連絡すること。
- ・ 注文に対応できない場合には、1週間前までに連絡すること。
- ・ 自然災害やインフルエンザによる給食停止、行事変更等による数量変更等には可能な限り対応すること。

## <納入業者登録の流れ>

- ・ 基準等を把握する。  
↓
- ・ 申請に必要な書類を受け取る。  
↓
- ・ 申請書類完成後、教育委員会（篠栗町学校教育課）に提出する。  
↓
- ・ 篠栗町立小中学校給食物資選定委員会において、登録・不採用が決定。  
↓
- ・ 教育委員会より、登録決定または不採用が通知される。